２　日本司法支援センター

（1）日本司法支援センター（愛称：法テラス）について

日本司法支援センターは今年で設立10年を迎えた。その成立過程および10年の歴史については「自由と正義」10月号に総括しているので、そちらを参照されたい。

（2）スタッフ弁護士の役割等に関する方針

1年余にわたり議論してきたスタッフ弁護士の役割等に関する方針について、平成28年2月の理事会において賛成多数で承認された。

その前文において、日弁連、弁護士会が総合法律支援の基本理念の実現が自らの責務であることの自覚と弁護士の職務の独立性を確保することについての基本姿勢を確認し、スタッフ弁護士の採用、養成へ日弁連が深く関与してきたこと、スタッフ弁護士の配置をめぐる状況に変化が生じていることを前提に、改めてスタッフ弁護士の役割ないし今後への期待等について整理するとともに、スタッフ弁護士の配置や養成等に関与していく上での方針を明らかにするとしている。

スタッフ弁護士についての確認内容は次のとおりである。

|  |
| --- |
| 1 当連合会は、法テラスが総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行う（同法第14条）上で、法律業務の提供はジュディケア弁護士が担うことを基本としながら、スタッフ弁護士がこれを補うことにより、総合法律支援の理念の実現を図るべきものと理解する。2 当連合会は、スタッフ弁護士が各地の実情に応じて地域で果たしている役割として、以下のようなものがあることを確認する。(1) 国選弁護人、国選付添人、国選被害者参加弁護士及び民事法律扶助事件担当弁護士等の担い手(2) 上記事件のうち、採算性等の点でジュディケア弁護士が受任しにくい困難案件等の担い手(3) 司法過疎地域における法的サービスの提供の担い手(4) 公益的な立場及び組織性を生かした対応の担い手① 関係機関に対する電話での情報提供（いわゆるホットライン）② 遠隔地間の事件における共同受任③ 裁判員裁判弁護技術研究室を利用した裁判員裁判事件への対応(5) 司法ソーシャルワークに代表されるような、アウトリーチと地域の関係機関や団体等との連携を活用しながら、司法へのアクセスが妨げられている人々の権利を救済し、総合的な問題解決を図る活動の担い手3 当連合会は、スタッフ弁護士が、今後ともジュディケア弁護士に対する補完の役割を担いながら、社会的弱者の権利の救済と法的需要の掘り起こしを通して、弁護士の活動領域の拡大及び弁護士会活動の発展に貢献することを期待する。4 当連合会は、法テラスが、その業務の全国的に均質な遂行（同法第32条第1項参照）を図るため、及びスタッフ弁護士が上記の役割を十全に発揮できる体制の構築のために、スタッフ弁護士を全国的に配置する等の方針を有していることを認識し、総合法律支援の理念の実現を図る立場からこれに対応する。 |

　　上記のとおり、スタッフ弁護士の役割を確認したうえで、日弁連が法テラスに求めることとして、「スタッフ弁護士の配置については、当該地域の弁護士会各種委員会等の活動状況、弁護士数の動向をも踏まえた上で対象地域のニーズを調査し、従来の当連合会との協議の経緯を尊重して、総数としては当面現状程度を前提としつつ、十分に地元弁護士会と協議を重ねて、相互理解を図り、現状にとらわれず柔軟に実施することを要請する」として、減員や廃止を求める単位会とのバランスを保った。

他方、弁護士会に対しても「スタッフ弁護士の活動実態について会内での認識と理解が深まるよう、特段の配慮をする」ことや「司法ソーシャルワーク活動についての情報共有」を求めた。

東京においては法テラス東京、多摩においてスタッフ弁護士が配置されているが、スタッフ弁護士の活動に対しての強い異論は生じておらず、むしろ法テラス東京が行っている司法ソーシャルワークの活動は、東弁の高齢者・障がい者委員会でも評価され、連携・協働が試みられているところである。

なお、スタッフ弁護士の活動の実態については、2015年度政策綱領インターネット版に収録されていることから、これを参照されたい。

（3）総合法律支援法改正問題

　　　法務省が設置した「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」（以下「有識者会議」という）ではとりまとめの報告書を2014（平成26年）6月11日に発表した。これを受けて、総合法律支援法改正案が2015年度臨時国会に提出されたが、安保法案等の影響により、審議入りされなかった。2016年度通常国会に提出されて、2016年（平成28年）5月27日、成立に至った。

　　　その主な内容は下記のとおりである。

①　高齢者・障がい者に対する民事法律扶助の拡充

（ア）法律相談援助の拡充

高齢者・障がい者のうち、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれのある者（特定援助対象者という）に対する資力を問わない法律相談援助ができるように次のとおり改正された。

「特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。」

高齢者・障がい者は、法的問題を抱えていても、それを認識する能力が十分ではない、意思疎通自体が困難であるなどの理由で、法的支援を求めることができずに問題が顕在化せず重症化する。このような司法アクセス障害を解消するための改正である。

しかしながら、法文の体裁は対象者が限定されているうえに、資力のある者については負担を課せられるという内容となっている。日本の高齢者は、収入は低くとも資産があるなどの理由で制限されたものであるが、司法アクセス障害解消のためにはきわめて不十分な内容に止まっている。

（イ）代理援助の拡充

特定援助対象者に対しては「自立した生活を送るために必要な公的給付に関する行政不服申立手続」が代理援助の対象とされた（30条2項イ(1)）。

これは民事扶助の対象とされていなかった行政手続のうち、高齢者・障がい者の公的給付に係る行政不服申立手続までは民事扶助の対象として拡大されたものである。実際に対象となるのは年金、児童福祉法上の障害者給付、高齢者の医療確保、障害者自立支援法の4つのみであり、拡大からはほど遠い。

②　大規模災害被災者に対する法律相談

「著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所等を有していた国民等のため」資力を問わない法律相談を実施するという規定が創設された。この規定のみ2年以内とされた施行が前倒しされ、平成28年7月1日から施行されている。これは、熊本地震の被災者相談に活用するためのものであり、現在、熊本の震災相談に活用されている。

阪神淡路大震災および東日本大震災などの大規模災害において、被災者の抱える問題は法律問題を多く含んでいた。弁護士が資力を確認しながら、避難所や仮設住宅にて法律相談を行うことは非現実的であるとして、今回の法改正に繋がった。一年間に限定されているが、緊急時の対応が可能となり、将来の大規模災害に備えることができるようになる。

③　ＤＶ・ストーカー等被害者に対する総合法律支援の拡充

「特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）を現に受けている疑いがあると認められる者のため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施するものとすること」

わが国ではＤＶ事案やストーカー事案の件数が過去最多を記録し、これらの事案は被害者に生命・身体等重大な法益侵害が生じるおそれが強いとされている。また児童虐待のニュースもあとを絶たない。そこでこれらの被害者には、資力を問わず緊急の法律相談を実施できるようにするというものである。

問題は、法律相談のみに止まり、その後の弁護士による支援活動が援助の対象とならなかったことにあり、従来の民事扶助および日弁連の委託援助事業を活用せざるをえないという点でこれもまた十分ではない。

④　スタッフ弁護士の明文化

「支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約している弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、その資質の向上に努めるものとすること」という規定が新設された。

スタッフ弁護士の明文化については日弁連内には様々な意見があったが、最終的には法テラスの責務という位置づけになった。

特定援助対象者および特定侵害行為の被害者に対する法律援助の拡大については、平成30年初めに施行されると予想されている。日弁連としては、それまでに各地の対応態勢を整備することが課題となっている。

高齢者・障がい者については、各地で弁護士会と法テラスの連携が試みられるようになったが、まだ地域差が存在している。東京では三会の高齢者障がい者関連委員会で対応すべきことがらであるが、法テラスと十分な協議を行う必要がある。

ＤＶ・ストーカー等の被害者については、精通弁護士をどのように確保するか、また深刻な被害に発展させないためのノウハウ研修などを全国的に実施する必要がある。東京では犯罪被害者の精通弁護士が一定数存在するとはいえ、事前に被害を防止するという見地からの活動を担える弁護士がどこまで確保できるかが課題となっている。

（4）最後に

　　　　　法テラスは司法改革の目玉の一つとして成立したものであり、法務省が管轄の独立行政法人類似の組織とされている。

　　　　　法務省所管というだけでその存在や拡大により、「第二弁護士会」となることを懸念する声や、法テラスの規則に基づく取り扱いが現実の事件対応を考慮しない形式的硬直的な内容となっていることを批判する声が多く上がってきている。

現在、法テラス本部や地方事務所の所長、副所長などの執行部には、弁護士会から経験豊かな弁護士を送り出している。また、業務を実際に担うのは多くのジュディケア弁護士である。すなわち、日弁連、弁護士会は常に一定の緊張関係を持ちながら、官僚的になりがちな法テラスを批判し、改善を求めていくべき立場にあると考えるべきである。ただ現実の状況から離れて過剰に敵視をしたりすることにより、総合法律支援法の理念と目的の実現を妨げてはならない。

また、法テラスに関わる弁護士の不祥事についても散見されるようになった。国選費用の過剰請求事案や、民事扶助等の報告書未提出問題、事件の放置による契約解除など、われわれ弁護士においても法の支配の担い手であることを自覚し、襟を正して法テラスと向き合うことが必要であろう。